

令和2年度の八郎潟町住宅リフォーム支援事業の概要

<子育て世帯へのリフォーム支援>

○持ち家型 補助対象工事費の**15%**最大**30万円**

○空き家購入型

・町内の方 補助対象工事費の**20%**最大**40万円**

・町外の方 補助対象工事費の**30%**最大**60万円**を補助！

<町外からの移住・定住世帯へのリフォーム支援>

○空き家購入型 補助対象工事費の**20%**最大**40万円**を補助！

補助金の申請は、**一回限り**です。（詳しくは要綱をご確認ください）
過去に町のリフォーム関係補助金の交付を受けた方は申請できません。

重要

【受付】 「令和2年5月7日（木）から受付」を開始しま

予算がなくなり次第、終了します。

	子育て世帯			移住・定住世帯
	持ち家型	空き家購入型		空き家購入型
		町内の方	町外の方	
対象者	18歳以下の子2人以上と同居している親子世帯	18歳以下の子と同居している親子世帯		町外から町内に住所を移動しようとする方
対象工事費	リフォーム・増改築工事など 令和2年4月1日以降に工事が完了するもの 町内に本店を有する建設業者等と工事請負契約を締結するもの 補助対象工事費が50万円以上（消費税含む）			
補助額 (千円未満切り捨て)	補助対象額の 15% 上限 30万円	補助対象額の 20% 上限 40万円	補助対象額の 30% 上限 60万円	補助対象額の 20% 上限 40万円
対象住宅	○ 一戸建て住宅（併用住宅の場合は、住宅部分が1/2以上の住宅） ※ 持ち家型の場合はマンション等の共同住宅（専有部分のみ）を含む			
対象外工事	① 公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事 ② 門・塀等、いわゆる外構工事（補助対象工事に関わる工事を除く） ③ 住宅用太陽光発電システムの設置工事 ④ 他の補助制度を利用し、その制度で重複計上が認められてない工事 ⑤ その他、補助金の交付が適当でないと認められる工事			

必要な書類

※様式は八郎潟町ホームページに掲載しています。

<補助金の交付を申請するとき>

子育て世帯 (持ち家型)	① 補助金交付申請書 (様式第1-2号) ② 工事請負契約書又は請書の写し ③ 工事内訳明細書の写し ④ 補助対象工事を行う住宅の外観全景及び工事部分の着手前の写真 ⑤ 申請者と住宅居住者が異なる場合、居住者の住民票及び申請者と居住者の親子関係が確認できる戸籍謄本 (申請日前3ヶ月以内に発行のもの) ⑥ 併用住宅の場合、住宅の延べ面積が1/2以上 (住宅用車庫、物置の面積を除く) であることがわかる図面 ⑦ 建築基準法第6条の規定による確認が必要な場合は確認済証の写し ⑧ 住民票謄本又は戸籍謄本 (続柄が記載された申請日前3ヶ月以内に発行のもの) ⑨ 納税証明書 (居住者全員) ⑩ その他町長が必要と認める書類
子育て世帯 (空き家購入型)	☆ 上記①~⑩ (①は様式第1-3号) ⑪ 建物の不動産登記簿謄本 (登記事項証明書) ⑫ 購入した空き家住宅の売買契約書の写し ⑬ 空き家住宅の証明書 (リフォーム様式第4号)
移住・定住世帯 (空き家購入型)	☆ 上記①から⑬ ※ 住宅状況調査を利用する場合は秋田地域振興局へお問い合わせ下さい。 (秋田地域振興局 TEL:018-860-3491)

補助金の交付申請は工事に着手する前に提出してください。

<完了の実績を報告するとき>

共 通	① 完了実績報告書 (リフォーム様式第3号) ② 工事を行った住宅部分の施工中・施工後の写真 ③ 建築基準法による確認済証を受けた工事にあっては検査済証の写し ④ 工事内容の変更により、補助金額の変更が生じる場合は、工事請負変更契約書又は変更請書の写し、変更後の工事内訳明細書の写し、変更部分に係る工事着手前の写真 ⑤ 工事費用に係る領収書の写し ⑥ 補助金交付請求書 (共通様式第4号) ⑦ リフォーム等工事後に転居する場合は、転居後の住民票謄本 ⑧ その他町長が必要と認める書類
-----	--

完了実績報告書の提出期限：令和3年3月15日 (厳守)

申請・問い合わせ先：八郎潟町役場 建設課 住宅リフォーム担当

TEL:018-875-5809